



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*60 和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課) 1

○ 告示

- 1269 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 2
- 1270 生活保護法による指定施術機関の変更 (福祉保健総務課) 2
- 1271 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 2
- 1272 " (") 4
- 1273 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (") 4
- 1274 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 4
- 1275 養鶏振興法によるふ化業者の登録 (畜産課) 5
- 1276 道路の区域変更 (道路保全課) 5

○ 公営企業管理規程

*1 和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程 5

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則 (平成18年和歌山県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に改める。

別記第1号様式中	事務所の所在地	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区
		(ビルの名称等)

を	フリガナ 事務所の名称	-----	に改め、
	事務所の所在地	(郵便番号 —) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)	

同様式備考7中「すべて」を「全て」に改める。

別記第2号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1269号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年1月24日まで縦覧に供する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年11月24日

2 名称

特定非営利活動法人グラウンドワーク和歌山

3 代表者の氏名

山形広宣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市太田4丁目11-17号

5 定款に記載された目的

この法人は、未就労者に対して、職業能力の開発および雇用の機会の拡充を支援する事業を行い、雇用のミスマッチを防ぐこと、および、求職者の雇用に支援するとともに、起業を志す者に対して起業を支援する事業を行い、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新		
西柔 18-22	浅利英也	この鍼灸整骨院	あさひ鍼灸整骨院	西牟婁郡白浜町919-1	平成 23. 11. 17

和歌山県告示第1271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010100414	ケア・オフィスあんさんぶる	和歌山市西浜814番地1	同行援護	身体障害者障害児	株式会社S・Four	和歌山市西浜814番地1	平成23.12.1	平成29.11.30
3010100208	ニチイケアセンター大浦	和歌山市西小里3-6-46	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3010120073	ニチイケアセンター和歌山城北	和歌山市二筋目11	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3010101438	ケアセンター虹	和歌山市岩橋1043番地5	同行援護	身体障害者障害児	有限会社虹	和歌山市岩橋1043番地5	平成23.12.1	平成29.11.30
3010100257	ケアランド和歌山	和歌山市黒田279-4	同行援護	身体障害者障害児	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	平成23.12.1	平成29.11.30
3011700014	ヘルパーステーションなだい	紀の川市下井阪605番地	同行援護	身体障害者障害児	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131番地37	平成23.12.1	平成29.11.30
3011700469	ニチイケアセンター紀の川	紀の川市粉河420-2 瑞穂ビル2A号室	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3011000027	ニチイケアセンター紀北	橋本市高野口町伏原267-1	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3011000035	ニチイケアセンターはしもと	橋本市東家6-2-6 2F	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3011500034	ニチイケアセンター有田	有田市新堂49-3 成川ビル2階	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3012000018	ニチイケアセンター御坊	御坊市藪42-7	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3012000067	ヘルパーステーションあおぞら	御坊市藪27-3	同行援護	身体障害者障害児	社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138番地	平成23.12.1	平成29.11.30
3012250167	ニチイケアセンター白浜	西牟婁郡白浜町2453番地6	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3012300046	ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮3720-1	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3012300038	ニチイケアセンター紀南	新宮市佐野952-1 ぶるーべりーマンション1F	同行援護	身体障害者障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30
3012300301	介護センターアオ空	新宮市緑ヶ丘二丁目1番72号	同行援護	身体障害者障害児	配夢株式会社	新宮市緑ヶ丘二丁目1番72号	平成23.12.1	平成29.11.30

和歌山県告示第1272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010121006	れもんタクシー	和歌山市紀三井寺840番地の39	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	平成23.12.1	平成29.11.30
3011700535	セントケア打田	紀の川市古和田234	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	平成23.12.1	平成29.11.30
3011800210	ヘルパーステーションこころ	岩出市溝川292-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社一和	岩出市溝川215番地	平成23.12.1	平成29.11.30
3011000449	セントケア橋本	橋本市岸上557-5	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	平成23.12.1	平成29.11.30
3012125112	ニチイケアセンターみなべ	日高郡みなべ町谷口502	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	平成23.12.1	平成29.11.30

和歌山県告示第1273号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030120996	(有)愛光福祉サービス	和歌山市小野町3-20 コーポ小野町1階	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社愛光福祉サービス	和歌山市小野町3-20 コーポ小野町1階	平成23.12.1	平成29.11.30

和歌山県告示第1274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
海南築地物販店舗（ジョーシン海南店）

和歌山県海南市築地1番97の一部

2 意見の概要

なし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市日方1525番地6）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年12月9日から平成24年1月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1275号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び住所
第1号	平成 23.12.2	株式会社森孵卵場和歌山支店 有田市下中島87番地	株式会社森孵卵場和歌山支店 有田市下中島87番地

和歌山県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡由良町大字小引字田子谷 577番地先から同町大字小引字 中筋663番2地先まで	旧	3.00 ） 7.00	346.00	
同上	新	3.00 ） 7.00	346.00	
同上	新	11.30 ） 24.50	330.00	

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業公有財産管理規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第13条中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第14条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（行政財産の使用許可をすることができない場合）

第17条の2 行政財産は、自己又は自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当する場合、使用を許可することができない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この条において「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

第19条第1項中「まで、」を「まで」に、「次の掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第24条第2項中「次の掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第25条中「第27条から第31条」を「第17条の2及び第27条から第31条」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（普通財産の貸付けをすることができない場合）

第26条の2 第17条の2の規定は、普通財産の貸付けについて準用する。

第34条の次に次の1条を加える。

（普通財産の売払い等をすることができない場合）

第34条の2 第17条の2の規定は、普通財産の売払い等について準用する。

第45条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第47条中「埋め立て地」を「埋立地」に改める。

別記第3号様式中「立ち合い」を「立合い」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月9日から施行する。